

「まん延防止等重点措置」の適用に当たって

○「まん延防止等重点措置」として講ずべき内容（法令規定事項）

- ・ 飲食店に対する20時までの時短要請等
- ・ 客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を飲食店に要請
- ・ 県民に対して、時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないことの要請

〈上記に加え都道府県が行う取組〉

1. 飲食店見回り・働きかけの徹底

- ・ 措置区域内の全ての飲食店に対し、時短要請の働きかけ
- ・ 措置区域内の全ての飲食店に対し、協力を得つつ店舗内まで立ち入り、ガイドラインの遵守状況（※基本4項目）を見回り  
（※）アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）  
手指消毒の徹底  
食事中以外のマスク着用の推奨  
換気の徹底

2. 重点検査の実施等

- ・ 措置区域内における高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施
- ・ 高齢者施設や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底
- ・ 繁華街・歓楽街、事業所群（建設現場、工場の寮等）、大学等、検査前確率が比較的高いと考えられる場所等に対するモニタリング検査の拡充（国事業への協力）
- ・ 措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施

3. 医療提供体制

- ・ 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行
- ・ 感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）

4. その他

- ・ 飲食を主として業としている店舗に対し、カラオケを行う設備の利用自粛を要請



緊急事態宣言

まん延防止等重点措置

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
対象地域	都道府県	都道府県内の区域 (区域は知事が指定)
発出の目安	「ステージ4」で発出が視野に	基本的に「ステージ3」を想定
期間	2年以内 (計1年を超えない範囲で延長可)	6か月以内 (何回でも延長可)
時短や休業対応	「時短」「休業」とともに 要請と命令が可能	「時短」のみ要請と命令が可能 (休業要請はできない)
命令違反の罰則	30万円以下の過料	20万円以下の過料
国会報告	義務付け (発出、期間延長、区域変更時)	付帯決議に「速やかに報告」と記載 (法的拘束力はなし)